

1/28
五郎

介護保険制度の見直しに向け、要介護1、2で訪問介護を利用する人の生活援助サービスなどを、市区町村を中心とした「総合事業」に移行することが議論されています。

すでに要支援1、2の訪問介護や通所介護は総合事業に移行されていま

す。しかし住民主体のサービスなどの受け皿がないため、われわれホームヘルパーが受け皿にならざるを得ない状況です。

全国ホームヘルパー協議会会長

田尻 亨さん



(本人提供)

生活援助 保険外し賛成できぬ

いいます。
（聞き手 国泰祐）

報酬減も多く

た。ですが、総合事業は切ら捨てるわけでもなく、ままであります。

国が一律に基準を定め

る保険給付とは違い、総合事業を利用する方への

今までと逆行

職が介護報酬よりも低い報酬で扱われるを得ないのは明らかです。「専門職は専門性の高いサービ

ス」と今まで書ってきました)に逆行します。

また「軽度者」の生活

援助にも専門性は求められますが、われわれヘルバ

ーは、掃除やゴミ出しも

代行型のサービスになら

ないようだ、利用者の生

活全般を見ながら援助に

携わっています。いろん

な職種と連携し、重度化

しないように予防的な視

点を持っています。

無資格による住民主

体のサービスになるとそ

の視点が欠け、金体的に

利用者の重複化が一歩進

んでしまいかねないと思